

議案第66号

加西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

加西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

加西市行政不服審査会条例（平成28年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条の2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）法の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。
- （2）加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）第17条第2項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- （3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第3条中「3人」を「5人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に附則第4項の規定による改正前の加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）第17条又は加西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年加西市条例第号）附則第2項の規定による廃止前の加西市個人情報保護条例（平成17年加西市条例第2号）第42条の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表人権施策推進審議会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	委員	出席日額	8,300	行政職給料表8級の職務にあるもの相当額
---------	----	------	-------	---------------------

（加西市情報公開条例の一部改正）

- 4 加西市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「次条に定める加西市情報公開審査会」を「加西市行政不服審査会」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

(審議資料)

個人情報保護制度及び情報公開制度に係る審査請求について、それぞれの審査会（個人情報保護審査会、情報公開審査会）で諮問に応じ調査審議していたが、加西市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、全ての審査請求を加西市行政不服審査会で調査審議するため、所要の改正を行うもの。